

議案第 6 号

君津市税条例の一部を改正する条例の制定について

君津市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 9 年政令第 2 3 9 号）の公布に伴い、条例の規定を整理するため、君津市税条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 7 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市税条例の一部を改正する条例

君津市税条例（昭和４５年君津市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２項及び附則第５条の２第１項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成３１年１月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の君津市税条例の規定は、平成３１年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成３０年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

君津市税条例新旧対照表

改正案	現 行
(個人の市民税の非課税の範囲) 第14条 省略 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条の2 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第18条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 2～3 省略	(個人の市民税の非課税の範囲) 第14条 省略 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条の2 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第18条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 2～3 省略